

登米市公告第 101 号

平成 30 年度登米市認定こども園《(仮称) 石越こども園》整備運営事業者の募集

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園《(仮称) 石越こども園》を運営する法人又は法人設立予定者を次のとおり募集します。

平成 30 年 8 月 20 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 募集の趣旨

登米市では、平成 27 年 3 月に「登米市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、より良い子育て支援環境づくりに取り組むため「安心・子育て・住み続けたいまち・登米」を基本理念に掲げ、「学びと保育の環境づくり」を基本方針の一つに設定して「教育・保育の一体的な提供」を推進していくこととしました。そして、その基本方針達成に向けて「登米市市立幼稚園・保育所再編方針」「登米市認定こども園等の運営主体に係る指針」を定め、これを受けた具体的な施策として「民設民営」による「幼保連携型認定こども園」の整備・運営を図ることとし、本事業の運営を希望する事業者（以下「事業者」という。）を募集するものです。

2 募集対象施設

(1) 対象施設

募集する施設は、「登米市市立幼稚園・保育所再編方針」に基づき、現行の石越幼稚園の園児と石越保育所の児童を受け入れる施設とします。

(2) 施設の種別

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に規定する幼保連携型認定こども園とします。

(3) 施設用地（予定）の概要

区 分	内 容
所在地	登米市石越町南郷字新石沢前 47 番 2 の一部、47 番 3 の一部
面 積	約 4,381 m ² （別図参照）
地 目	宅地
都市計画区域	区域外

建ぺい率・容積率	定めていない
所有者	登米市
その他	土地は、現状有姿にて貸与する

(4) 施設規模

定員 120 人（保育所 80 人、幼稚園 40 人）

(参考)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計(人)
入園児童数の例	9	12	14	25	30	30	120

(5) 開園年月日

平成 33 年 4 月 1 日（土地の使用貸借予定日 平成 31 年 12 月 1 日）

3 開園までのスケジュール（予定）

募 集 期 間	平成30年8月20日から平成30年9月19日まで
事業者の決定	平成30年10月上旬
施設整備	平成31年12月から平成33年2月まで
開 園	平成33年4月1日

4 応募資格

応募できる事業者は、本募集要項及び関係法令等を遵守するとともに、施設を整備運営するために必要となる十分な資力・能力・意欲等を有し、申込時において次のいずれの要件にも該当するものとします。ただし、法人設立を予定しているものについては、応募時に設立準備会等を組織し、認定こども園設置認可申請時まで次のいずれの要件にも該当するものとします。

- (1) 登米市内において、本部又は事業所を有する私立学校法の規定により設立された学校法人又は社会福祉法の規定により設立された社会福祉法人であること。
- (2) 事業を遂行することができる十分な資力、技術、知識等を持ち、継続的・安定的に施設の運営ができること。
- (3) 施設整備・事業運営を直接行う事業者であること。
- (4) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法の規定により更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- (7) 役員（就任予定者を含む。）等が、登米市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規

定する暴力団員等に該当しないこと。

- (8) 当該法人について、市税等の滞納がないこと。法人設立を予定しているものについては、代表予定者の市税等の滞納がないこと。

5 土地の使用

- (1) 認定こども園の事業の用に供する土地は、「2 (3) 施設用地 (予定) の概要」に記載したとおりとし、無償貸付します。
- (2) 使用期間は、10年ごとに更新します。
- (3) 使用料は、登米市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定及び「登米市認定こども園等の運営主体に係る指針」に基づき、当初の10年間は無償とします。その後は、契約の見直しを協議することとします。
- (4) 当該土地の維持管理のために要する費用、その他の必要経費は事業者の負担とします。
- (5) 上記のほか当該土地に関して、必要な事項は別途協議します。

6 施設整備の条件

(1) 法令の遵守

施設整備にあたっては、「認定こども園法」「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」(以下「整備運営基準」という。)
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」その他の関連法令等を遵守すること。

(2) 費用の負担

認定こども園の施設整備及びその他施設の整備に要する経費は、事業者の負担とします。

なお、認定こども園の建設にあたっては、国の「保育所等整備交付金交付要綱」、
「認定こども園施設整備交付金交付要綱」及び「登米市認定こども園等施設整備補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で施設整備費を補助する予定です。

(3) 施設整備の要件

整備運営基準等を踏まえ、園舎、園庭(屋外遊戯場)駐車場等必要な施設を整備するほか、子育て支援センター機能を付加することとします。

ア 駐車場については、職員用以外に送迎車両等の朝夕の混雑緩和を考慮したスペースを設けること。

イ 子どもの活動場所は原則として1階部分とします。

ウ 植栽スペース、排水施設等を適切に配置すること。

エ 登米市公共施設木造化・木質化指針を踏まえ、可能な限り木造化・木質化、地域産材の使用に努めること。

(4) その他

ア 施設整備を行うにあたり、選定後に三者協議会を設置し、協議で出された意見・要望等については、誠意をもって対応すること。また、三者協議会は一定期間継続すること。

※三者協議会は、市・保護者・運営事業者の三者で構成し、保育内容や運営状況等についての話し合いを行います。

イ 施設整備を行うにあたり、地元町内会等と必要な協議・調整を行うとともに、近隣への日照、騒音などの環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、事業者の責任において誠意をもって対応すること。

ウ 施設整備を行うにあたり、土地の地盤等の状況を確認し、適切な工法による施設建設に努めること。

エ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

オ 平成 33 年 4 月 1 日の開園に向けた準備期間を十分に設けるため、平成 33 年 2 月末日までに園舎を完成させること。また、建設工事の進捗状況については保護者、近隣住民に周知するとともに、定期的に市に報告すること。

7 施設運営の条件

(1) 法令の遵守

施設は、「認定こども園法」「整備運営基準」「幼保連携型認定こども園教育保育要領」及び「登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等の関係法令や登米市の指導に基づき適正に運営すること。

(2) 名称

施設の名称は市と協議の上決定すること。

(3) 受入児童

概ね生後 3 カ月以上の乳児から受け入れること。また、4 月 1 日現在の年齢区分毎の受入児童数については、継続児及び新規利用児の見込み数を勘案し、柔軟な設定とすること。

(4) 開園日

原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く日とすること。ただし、休日や年末年始に保育を実施する場合はこの限りではない。

(5) 開園時間及び教育・保育時間

開園時間は延長保育を含め、原則として午前 7 時から午後 7 時までとする。

(6) 特別保育事業

新規開園時から、通常の保育事業のほかに延長保育事業、一時預かり事業及び

障がい児保育事業を実施すること。

(7) 子育て支援事業

「認定こども園法」で規定する子育て支援事業を実施すること。

(8) 給食

提供にあたっては「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成28年1月18日付内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）を踏まえた上で原則としてこども園内で調理した食事の提供を行うこと。（教育標準時間利用児も公立幼稚園と同様に提供の対象とすること。）。

(9) その他の条件

- ア 施設は、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、整備運営する法人が認可を受け、指定する開園日に運営を開始できること。
- イ 安定・継続的に施設を運営できること。
- ウ 現に在職している正職員以外の職員については、児童の保育環境変化を緩和するため、本人の意思に基づき継続雇用等の配慮をすること。
- エ 事業者は、保育サービスの検証・評価・改善を図るため第三者評価を受審すること。
- オ 本市との間で「登米市幼保連携型認定こども園に関する協定」を締結すること（以下「協定」という。）。

8 応募手続き

申込みを希望される事業者は、以下により募集申込書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。

また、図面及びパンフレット類を除き、提出書類は原則A4版で作成してください。

なお、応募に関する質問がある場合は下記により行ってください。

(1) 質問の受付及び方法

受付期間	提出先
平成30年8月20日（月）～平成30年8月27日（月） （土曜、日曜及び祝日は除きます。） 午前8時30分から午後5時15分まで	宮城県登米市南方町 新高石浦130番地 登米市福祉事務所 子育て支援課

質問書（様式第11号）を持参願います。電話や口頭等による質問、受付期間を経過した質問は受け付けいたしません。

設備基準等や国の通知等で確認できる内容については、原則回答いたしません。

質問内容（質問法人名を除く）及び回答については、全ての応募事業者に周知します。

(2) 提出書類の受付期間及び場所

受付期間	提出先
平成30年8月20日（月）～平成30年9月19日（水） （土曜、日曜及び祝日は除きます。） 午前8時30分から午後5時15分まで	宮城県登米市南方町 新高石浦130番地 登米市福祉事務所 子育て支援課 電話：0220（58）5562

(3) 書類の提出方法

郵送又はEメールによる応募は受け付けませんので、あらかじめ連絡の上、来庁ください。

また、受付期間を経過した場合は、理由の如何を問わず一切受理できません。

(4) 提出書類

申込みを希望される事業者は、登米市福祉事務所子育て支援課において募集要項を受け取り、募集申込みに係る提出書類一覧表（様式第2号）を参照して提出書類を作成し提出してください。

市では、当該提出書類の受理をもって応募事業者とします。

(5) 提出部数

各項目にインデックスを付けて、15部（正本1部、副本14部。副本はコピーでも

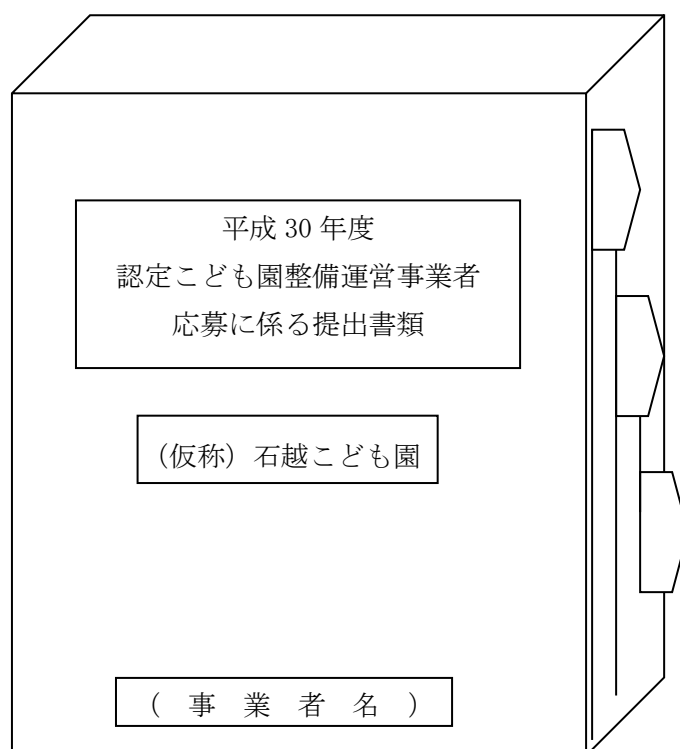
可とします。) 提出してください。また、提出書類の電子データ(データ提出不可能なものは除く。)を併せて提出してください。

(6) 提出書類の体裁は、次のように整えてください。

ア 目次及びページを付けてください。

イ 項目ごとにインデックス付きの仕切りカードを挿入してください。

ウ 全体をバインダー等で綴り、表紙と背表紙に「平成 30 年度認定こども園整備運営事業者応募に係る提出書類」及び「事業者名」を記載してください。



9 応募に係る留意事項

(1) 追加資料等の提出について

応募受付期間終了後の書類の追加や差替えには、一切応じられません。

ただし、提出された書類の内容を確認するため文書で追加資料等の提出を求めることがあります。

(2) 応募に伴う費用負担

応募(書類作成費等)に要した費用は、全て応募事業者の負担となります。

(3) 提出書類について

提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

また、応募内容に関し、登米市情報公開条例(平成 17 年登米市条例第 17 号)に

基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

(4) 応募の辞退

応募後に辞退される場合は、辞退届出書（様式第 12 号）を提出してください。

(5) その他

応募に際して不正行為を行った場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効（失格）とします。

10 整備運営事業者（候補者）の決定等

(1) 選定・決定方法について

整備運営事業者候補者は、提出された関係書類及びヒアリング等により、以下の項目について審査し採点を行って選定します。事業者候補者の選定は、「登米市認定こども園整備運営事業者選定委員会」において行います。

選定は、次の選定項目・選定基準により各項目に 5 点を配点し、100 点満点として行い、申請者が 1 事業者の場合は合計点数が 6 割以上の者を、申請者が 2 事業者以上の場合は合計点数が 6 割以上の者のうち最高得点者を選定します。なお、最高得点者が複数ある場合は、選定委員の協議により選定します。ただし、選定項目のうち最低の評価が 1 項目以上ある場合は選定しません。

【選定項目・選定基準】

区 分	項 目	選定基準
1 応募動機等	① 応募動機	応募の動機は適切か。
	② 認定こども園の使命や役割、運営についての考え	認定こども園の運営に際して、その使命や役割等についての考え方が確立され、適正な運営が期待できるか。
2 教育保育の目標、ねらい、指導内容等	① 教育・保育の理念、方針、目標	教育・保育の理念や方針等が示されているか。また、目標達成に向けてどのように取り組むのか。
	② 子どもの年齢に応じた教育保育内容についての方針	各年齢に応じた取組み・考え方が具体的に示されているか。
	③ 障がい等のある子どもへの支援	障がいのある子どもや発達上の課題のある子どもの支援についての考え方が具体的に示されているか。
	④ アレルギー児の受入れ	どのような受入れ体制を整えるのか具体的に示されているか。
	⑤ 給食（食育）に対する考え方	食育に対してどのように考え、取り組んでいくのか。
	⑥ 子育て支援にあたっての考え方	子育て支援事業についての基本的な考え方（方針）、内容はどのようなものか具体的に示されているか。
3 管理運営	① 保護者との信頼関係構築に係る取組み	保護者との密接な連携がとれる体制の整備や、保護者の不安を解消するための支援策等、信頼関係を築くための取組

			みについて具体的に示されているか。
		② 苦情処理・解決体制の内容	要望・苦情についての対応や、解決とサービスの質の向上に向けた取組み等は具体的に示されているか。
		③ 地域との交流・連携に関する取組み	施設が地域に開かれた施設として運営されるよう、地域と交流や家族との連携に関してどのように取り組むのか。
		④ 事故発生防止、防犯等の安全対策、災害対策への取組みと発生時の対応	事故や防犯、災害に適切に対応できる指針や危機管理に関する考え方が確立され、具体的な運用が考えられているか。また、事故防止及び再発防止のための委員会等設置や職員研修、災害を想定した訓練にどのように取り組むのか。
4	職員の配置・研修	① 職員の確保・配置	どのような方針（方法）で職員の確保を行うのか。職員の配置の考え方（人数、経験年数等）は適切か。
		② 職員の育成や職場の環境づくりに関する取組みや、それらを支える研修制度の内容	働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりやワークライフバランスへの配慮などに関する具体的な考えがあるか。 また職場内での研修や、外部の研修を利用するなど、職員の資質の向上を図るための具体的な取組みが見込めるか。
5	施設設計の考え方	① 施設整備の基本的な考え方	整備計画が適正で、妥当であるかどうか。 また、整備の規模、費用等の計画が適切であるかどうか。
		② 園舎・園庭の設計方針	各室の配置や施設整備、園庭の確保、遊具の配置など運営する上での十分な配慮がなされているか。
		③ 児童の安全への配慮	児童の安全を確保するための対策がなされているか。
		④ 周辺環境との調和	建物の外観や植栽等、周辺の景観と調和がとれているか。
6	経営の安定性及び継続性	① 法人の経営状況、収支計画	法人の経営状況が良好であり、当該施設の設置運営に支障はないか。
7	資金計画	① 収支計画（建設及び運営資金の確保状況含む）	事業開始後の3年間の収支見込は適切か。 事業所の建設及び運営に必要な資金について、その調達方法など資金計画が確実か。 借入金がある場合は、償還が確実に履行される計画であるか。 適正で効率的な事業運営のための経営努力に関する取組みが見込まれるか。

(2) 審査結果について

審査結果は、全ての応募事業者に文書で通知します。（電話等での問い合わせには応じられません。）

また、決定後において、提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、市の決定を取り消すことがあります。

(3) 再募集について

応募がない場合には、再度募集することがあります。

11 募集に関するスケジュール

今後のスケジュールについては概ね次のとおりです。なお、都合により変更が生じる場合もありますのでご了承ください。

期間	内容
平成 30 年 8 月 20 日（月）～	募集要項配布
平成 30 年 8 月 20 日（月）～ 平成 30 年 8 月 27 日（月）	応募に係る質問受付期間
平成 30 年 8 月 20 日（月）～ 平成 30 年 9 月 19 日（水）	応募受付期間
平成 30 年 10 月上旬	書類審査、ヒアリング、整備運営事業候補者選定

12 募集要項及び募集申込書等提出書類の配布

登米市福祉事務所子育て支援課で配布します。
また、登米市ホームページにも募集要項及び募集申込書等提出書類についても掲載していますので、ダウンロードして利用することができます。

13 問い合わせ先

担当部局：登米市福祉事務所 子育て支援課

住 所：〒987-0446 登米市南方町新高石浦 130

電話番号：0220-58-5562

F A X：0220-58-2375

E-mail：kosodateshien@city.tome.miyagi.jp